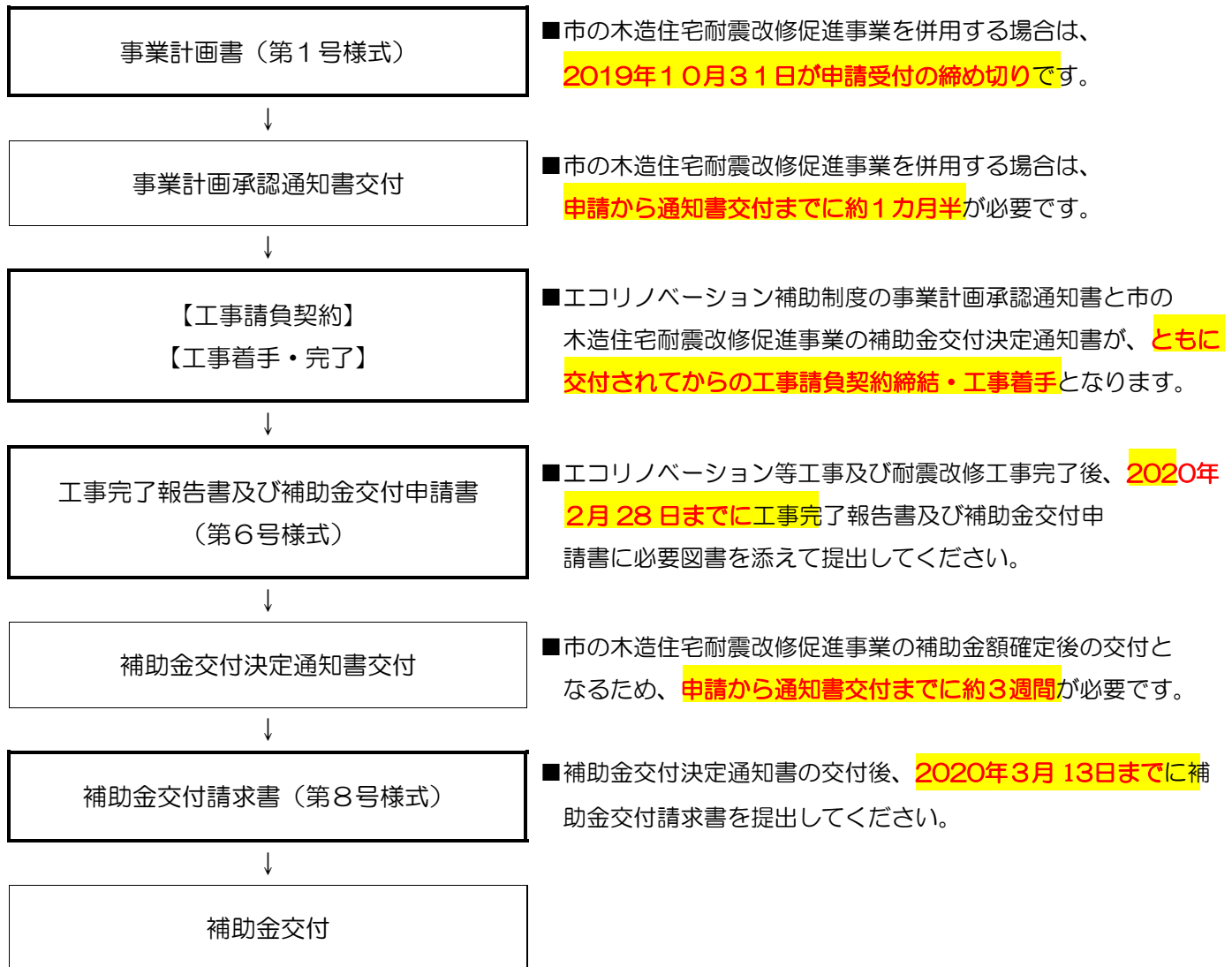


# 【横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度】

## 横浜市木造住宅耐震改修促進事業を併用する場合の注意事項

### 1 手続上の注意事項



### 2 見積書における注意事項

- エコリノベーション等工事に要する費用と耐震改修工事に要する費用は、**1つの見積書で項目を分けて計上するか、別々に見積書を作成**してください。
- エコリノベーション等工事と耐震改修工事を1つの見積書で項目を分けて計上する場合は、エコリノベーション等工事に要する費用と耐震改修工事に要する費用ごとに**明確に分けて小計を記載**してください。（**値引きや消費税等もそれぞれに計上**）
- その他、エコリノベーション等工事以外に要する費用の記載方法については、市の木造住宅耐震改修促進事業において定める見積書作成時のルールを厳守してください。

### 3 お問い合わせ先

#### ◆横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度について

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（エコリノベ補助担当）

（電話）045-451-7740

（住所）〒221-0052 神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル5階

<事業主体> 横浜市 建築局 住宅政策課

<W E B> <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/sumai/hojo/index.html>

#### ◆横浜市木造住宅耐震改修促進事業について

横浜市 建築局 企画部 建築防災課（木造耐震担当）

（電話）045-671-2943

（住所）〒231-0012 中区相生町3-56-1

<W E B> <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/bousai/mokutai/mokukaishu/>

横浜市 建築局 住宅政策課

（電話）045-671-2922 （FAX）045-641-2756

〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1